

中東諸国の法律・司法制度

—歴史的パースペクティブから—

(8. レバノン)

インテグラル法律事務所

弁護士 田 中 民 之

VIII. レバノン

このタイトルでの国別の解説も8回を重ねたので、今回で一区切りを付けることと致したく、最後に、中東諸国の中では唯一の多宗派国家であるレバノンをとり上げてみる。

レバノンは、面積約1万平方キロ、人口約400万人強という小さな国であるが、古代の海洋国家フェニキアの末裔として、地中海を通じてのヨーロッパ、アフリカ、更には新大陸アメリカへの中東の窓口の役割を果たしてきた独自の歴史を持っている。民族的には国民の95%がアラブ人であるアラブの国であるが、宗教の上では、回教徒、キリスト教徒、ユダヤ教徒が多数の宗派（日本の外務省のホームページでは、キリスト教がマロン派、ギリシャ正教、ギリシャ・カトリック、アルメニア正教等、イスラームがシーア派、スンニー派、ドルーズ等、全部で18宗派と解説している）に分かれて混在するモザイク国家であり、そのため国の統治のシステムにも独自の点が多く見られる国である。

(1) 略 史

現在のレバノンとシリアに当たる地中海東岸から内陸部に連なる地域は16世紀以来オスマントルコの版図の一部であり、その中のレバノン山脈とその西側の地中海沿岸に至る地域が「マウント・レバノン」と呼ばれていたが、第一次世界大戦後これらの地域を委任統治することに

なった戦勝国のフランスは、レバノンの領域をレバノン山脈の東側のベカー高原にまで広げて、現在のシリアとの国境を確定した。

1943年にフランスの委任統治から独立したレバノンは、1940年代後半から1960年代末にかけては、イスラエルの独立とその後のアラブ諸国との数回にわたる戦争、エジプトやイラクの革命（王制から共和制への転換）、アラブ民族主義の波にのったエジプトとシリアとの統合と分離（UARの成立と消滅）、といった周辺諸国の大変動の中にありながら、政治的にはそれらを極めて巧みに乗り越えて、また経済的には、油田開発が次第に本格化し世界的重要性が増していた中東石油産出国の余剰収益を巧みに自国に呼び込むことによって、中東の貿易・金融・観光の中心としてのレバノンの地位を固め、首都ベイルートは自らを「中東のパリ」と称するような繁栄ぶりを見せていた。

しかしこの繁栄は、1970年から15年間にも及んだ内戦と、それに伴ったシリア軍の進駐やイスラエルによる南レバノンへの侵攻により、崩れ去った。レバノン内戦は近隣アラブ諸国の仲介による1989年のターイフ合意（国民和解憲章）の成立により何とか終結し、その後イスラエル軍やシリア軍も撤退したが、国内の秩序は直ちには回復せず、スンニー派のハリーリ首相の暗殺事件（2005年）などもあり、秩序の回復にはアラブ諸国の再度の介入をバックにした新たな

合意（2008年のドーハ合意）が必要であった。

しかしその後も、2011年3月以来シリアのアサド政権と反政府勢力との武力衝突が激化する中で、最近ではヒズボラー（レバノン・シリア派の武力集団）が北部国境地帯でシリアの反政府勢力と交戦状態に入ったとの報道が多くなっており、イスラエルの介入の可能性も排除できず、レバノンの治安回復には未だに暗雲がたちこめている。

(2) 国家統治に関する基本法（憲法）

レバノンの憲法は委任統治時代の1926年に作られ、その後何度か改正されて現在に至っているが、その中の主要なものは、独立に際し当時の宗派の指導者達が結んだ不文律の約束（英語では“National Pact”と呼ばれている）に基づく1943年の改正と、内戦に終止符を打ったターイフ合意（内戦終結のためにサウジアラビア等の仲介でサウジアラビアのターイフでレバノンの国会議員団が締結した協約。英語では“Taif Accord”と呼ばれている）を受けた1990年の改正である。以下において憲法の規定を簡単に説明してみるが、予めお断りしておいた方が良いと思われる点が二つあるので、それを先に述べる。

一つは、これまで本稿で取り上げた諸国の内トルコ以外の国では、憲法の説明の冒頭部分で「シャリーアの国法上の地位」について述べたが、レバノンではこの点の説明はしないということである。もっとも、説明をしない理由はトルコとレバノンでは異なる。トルコの場合には、政教分離の原則があるためにシャリーアはトルコの「法律」ではないから、それと国の法律とを対比することはできないからであったが、レバノンの場合は、シャリーアを法としないムスリム以外の国民（キリスト教徒やユダヤ教徒）が多数いる結果、シャリーアの国法上の地位を憲法で規定するわけにはいかないからである。

筆者紹介

1960年3月京都大学法学部卒業、1960年4月～1972年7月外務省勤務（この間、中東諸国においても、研修及び勤務）。1978年3月弁護士登録（インテグラル法律事務所）。中東諸国等における渉外的契約および商事紛争に関する交渉および解決を主たる業務として、現在に至る。

もう一つは、レバノンという宗教的モザイク国家の統治の基本をなす仕組みは、憲法上では抽象的に、しかも不十分にしか規定されていないということである。従って、憲法上の規定の説明に先立ってその仕組み（英語では“political confessionalism”という用語で呼ばれていることが多い。日本語では「宗派制度」とか「宗派主義」等の用語が使用されている）について説明しておく必要がある、という点である。

(A) 不文律の統治の仕組み

この仕組みは前述したNational Pactで合意されたものであるが、最重要部分を簡単にまとめると、(i)国の統治機関に関しては、大統領はキリスト教のマロン派に、首相はイスラームのスナ派に、国会議長はイスラームのシリア派に、副首相と国会副議長はキリスト教のギリシャ正教徒にそれぞれ割当てることと、(ii)国の立法機関である国会に関しては、選出される議員の議席の割合をキリスト教徒6対ムスリム5とすること、である。

上記の仕組みは委任統治時代の1923年に行われた国勢調査（キリスト教徒が人口の53%を占めるとされた）をベースにしたものであり、その後国勢調査は行われていないが、現在では人口の過半数はムスリムである（人口の約60%というのが大方の見方である）ために、その後ターイフ合意で、大統領、首相、国会議長は各自の権限行使を相互にチェックし合うこと、国会議員の議席の割合は（6対5ではなく）キリスト教徒1対ムスリム1とすること、などの変更が加えられ、更にドーハ合意で、内閣の閣僚配分

を与党16, 野党11, 大統領指名3とすること等が合意されているが, これらの変更や合意は, 憲法の規定上は, 例えば第95条の「国会議員はムスリムとキリスト教徒間の平等の原則に基づいて選出される」とか「内閣を組織するに際しては各宗派が公正かつ衡平に代表されなければならない」といった抽象的な文言に止まっている。

なお現行憲法は, 前文(その全部がターイフ合意に基づき新たに加えられたものである)のH項で, 上記の統治の仕組みの廃止が国の基本的目標の一つである旨を宣言すると共に, 更に第95条で, 大統領を長とする国レベルの委員会を設置して, その廃止のための準備をするべき旨を定めているが, 現実の情勢はそれを可能にする方向で進んでいるとは思えない。この統治の仕組みが無くなる時はレバノンという宗教的モザイク国家も無くなることを, 賢明なレバノン人は恐らくは十分に承知しているのではないだろうか。

(B) 憲法上の規定

① レバノンのアイデンティティ

上記のとおりレバノンは多数の宗派の信徒が混在する国で, 自国のアイデンティティを何れかの宗教に求めることは難しい。そこで憲法では, 前文の中にわざわざ1項を置いて「レバノンのアイデンティティはアラブにある」と宣言している。この前文はその全体がターイフ合意を受けて新たに追加されたものであるので, 合意の成立に尽力してくれたサウジアラビアをはじめとするアラブ諸国に対する感謝の意の表明でもあるのであろう。

② 立法機関

現行の立法機関は一院制の国会(“Chamber of Deputies”)であるが, 憲法第22条は non-confessional basis で国会議員の選挙が行われた時は(すなわち, 前述した political confessional-

ism によらない選挙が行われた時は), 「すべての宗派の代表者で構成される(別の)議会(“Senate”)が設置される」と定めている。

現行の国会議員の選挙については, 憲法第24条が(i)キリスト教徒とムスリムの間では平等に, (ii)キリスト教やイスラームの宗派間では比例的に, (iii)各地方間では比例的に, 議席配分すべきものと定めている。

議長や副議長の選出方法については, 憲法は議員の秘密投票によって選出すると定めるのみである。

③ 行政機関

憲法が定める行政機関としては, 大統領, 首相, および内閣がある。

大統領は国会議員の3分の2以上の多数の投票により選ばれる。任期は6年であり, 再任は許されない(退任から6年以上経過した後の再任は許される)。大統領は国の元首であり, レバノンの統一の象徴であり, 国軍の最高司令官であるほか, 首相や閣僚の任命権, 法律の再審議の請求権, 国会の解散権等の権限を有している。

首相は, 国会での公式の協議を経た上で, 大統領が国会議長と協議して任命する。首相は内閣の長であり, 国会と協議した上で内閣を組織し, 大統領による閣僚の任命を経て組閣した後30日以内に国会に内閣の施政方針を提出してその信認を得なければならない。首相は閣議を召集し, 主宰し, 内閣の施政の状況を大統領及び国会に報告し, 各種の法令に大統領に続いて副署する。

行政権を行使する機関は内閣である。国軍に対する権限も内閣に属する。内閣は定期的に閣議を開いて行政権の行使に必要な決定を行う。決定は出席閣僚の過半数の賛成によるが, 憲法改正の発議, 非常事態の宣言, 宣戦布告, 予算案の決定, 国会の解散, 閣僚の罷免等の重要事項については, 全閣僚の3分の2以上の賛成を

要する。大統領はいつでも閣議に出席することが認められており、出席したときは閣議を主宰するが、投票には参加できないものとされている。

以上は憲法の現行の規定をまとめたものであるが、前述したターイフ合意を受けた1990年の改正によって、大統領の権限がかなり弱められており、その反射として首相と内閣の権限が強化されている。

④ 司法機関

憲法で直接に規定されている司法機関は、大統領および首相以下の閣僚を裁判する最高評議会(英文訳: Supreme Council)のみである。この機関は、国会が選ぶ7名の議員と最高位のレバノン人裁判官8名によって組織され、裁判官の中の最高位の者が長となるものとされている。

一般の裁判所については後述するが、憲法では、その組織や権能は法律で定める旨と、裁判官の独立を保障する旨が定められているのみである。

この他にターイフ合意を受けた1990年の改正で、憲法評議会(英文訳: Constitutional Council)という機関が設置されている。この機関は法律の合憲性と大統領および国会議員の選挙に関する問題の検討を権能とするが、その権能を示す部分の英訳文が“supervise, review, arbitrate, control, examine”など様々な単語を使っていることから判るように、純粋な司法判断をする機関とは言い難いようである。この機関の組織等は法律で定められることになっているが、現行制度では、国会が選出する5名の委員と内閣が選ぶ5名の委員から成り、その構成はマロン派キリスト教徒2名(そのうち1名は大統領)、スンニー派ムスリム2名(そのうち1名は首相)、シーア派ムスリム2名、ギリシャ正教キリスト教徒2名、ドルーズ(ムスリム)とギリシャ・カトリック(キリスト教徒)各1名で

ある。

⑤ 憲法改正

ターイフ合意を受けた1990年の改正で、前述したように political confessionalism の廃止とその準備のための国家委員会の設置が憲法に規定された。もしそうなれば当然のことながら憲法を改正する必要があるため、その手続きを簡単に見ておくことにする。

憲法改正の提案は大統領または国会の権能とされている。大統領が憲法の改正を提案したときは、内閣は改正案を作成してこれを国会に提出する。

国会による憲法改正の提案には10人以上の議員による発議と総議員の3分の2以上の賛成が必要である。可決されたときはその提案は内閣に通知され、3分の2以上の閣僚が賛成したときは、内閣はその提案に示された改正すべき条項や問題点を検討した上で、4ヵ月以内に改正案を作成し、これを国会に提出する。内閣が国会の提案に同意しないときは、内閣はその提案を国会に差し戻す。国会が総議員の4分の3以上の賛成で再議決したときは、大統領は、国会の提案を受け入れるか、国会を解散して3ヵ月以内に選挙をするかを選択する。前者の場合は内閣は改正案を作成しなければならない。後者の場合にも新しい選挙で選ばれた国会が同じ改正提案をしたときは、改正案を作成しなければならない。

憲法改正案が国会に提出されたときは、国会は他のすべての議案に先立ってその改正案を審議し、総議員の3分の2以上の賛成があったときは改正される。

(3) 商取引に関連する法律

(民商法、会社法など)

① 民法

フランスの委任統治に置かれる前のレバノン

はオスマントルコの一部であったから、当時のレバノンの民法は、本稿でこれまでに何度か述べたオスマントルコの「マジヤッラ」であった。しかしフランスの委任統治下に入ったレバノンは、1932年にフランス法に倣った「民法」を新たに制定して、マジヤッラを廃止した。ただしレバノンにおいては、日本の民法で第4編と第5編で規定されている事項（一般に、親族と相続と呼ばれている、結婚、離婚、親子関係、扶養、遺言、相続などに関する事項）については個々の国民の属する宗派の法律が適用されることになるし、土地を始めとする不動産の所有や取引については土地法を始めとする別の法律が定めているので、ここでいうレバノンの民法は、日本の民法でいうと第1編（総則）と第3編（債権）で規定している事項をまとめて規定したものであり、その正式名称は「債権・契約法」（“Code of Obligations and Contracts”）である。日本の民法もヨーロッパの大陸法を母法とするものであるから、レバノンの民法は我々にも理解し易いものと考えて良いであろう。

② 商法・会社法

レバノンの商法は1942年に制定された Code of Commerce であり、会社の成立要件等に関してもこの法律が定めている。この法律は部分的には改定されているが、何分にも古いものであるから、その全面改正が必要であるとの指摘がかねてから多い。観光関連産業ならびに商業と金融業を国の主たる産業としているレバノンであるから、これらの産業の基本をなす法律の整備が必要であることは各方面で認識されているが、内外の不安定な情勢がなかなかそれを許さないのが現状のようである。

なおレバノンでは、金融業を目的とするオフショア会社の設立が認められている。

③ 外資法・商業代理店法

レバノンは外資導入を促進するために、1994年に Investment Development Authority of Lebanon を設立し、2001年の新しい投資法でこれを強化している。レバノンへの投資の主体は、UAEを始めとするアラブ諸国と、英仏等の欧米諸国である。

商業代理店法は1967年に作られたもので、中東諸国の中ではサウジアラビアの代理店法に次いで古いものである。ただし、サウジアラビアの代理店法は全部で6条の極めて簡単なもので、制定後直ちに運用されたわけではなく、現実の運用は1981年の代理店法施行規則の成立までお預けの状態であったから、実質的にはレバノンの代理店法が最も古く、そこで採り入れられた制度がサウジアラビアを含む GCC 諸国の代理店制度のモデルとなったと言えよう。その中の主要な点は次のように纏められよう。

その一つは商業代理店の資格を、自然人であればレバノン国内に事業所を置くレバノン国民に、会社の場合には資本の過半数をレバノン国民が所有し、かつ、会社の通常の経営業務を行う取締役や支配人等の執行機関のすべてがレバノン国民であるものに限って認めるとしたことであり、もう一つは商業代理店として登録することを義務付けたことである。

上記に加えて外国のプリンシパルにとって影響が大きかった点としては、商業代理店契約は両当事者の双方の利益のためのものであるとの原則に基づき、相当な理由なく（すなわち自分サイドの理由だけで）代理店契約を終了させた当事者は、相手方に然るべき補償をしなければならないとの原則を打出したことをあげることができよう。契約の終了との関連で付け加えると、商業代理店は解約の予告を受ける権利を有しており、予告がなかった場合には、代理店は予告期間に相当する分の逸失利益を損害として請求することができるものとされていることに

も注意が必要である。

また商業代理店法は、代理店とプリンシパルとの関係をexclusive（独占的）とすることを認めた（非独占的でも構わない）が、その関係は代理店登録をしている場合に限り第三者に対して効力があると定めた。ただし、食料品を始めとする生活必需品については独占的商業代理店契約の登録はできないものとされている。

その他では、商業代理店契約は書面によることを要し、アラビア語以外の言語による場合は登録の際アラビア語の翻訳を付ける必要があるとされている。

④ WTO 加盟問題

上記②で商事関係の基本法の整備の遅れを指摘したが、そのことがレバノンのWTO加盟の遅れの原因ともなっているようなので、その点を簡単に見ておくことにする。

レバノンがWTOへの加盟申請をしたのは1999年1月であるが、それから13年以上経過した現在も未だに加盟には至っておらず、審査手続きが続行中である。

中東・北アフリカ諸国で現在もWTO加盟申請中の国としては、アフガニスタン、アルジェリア、イラン、イラク、リビア、シリア、イエメンがあるが、これらの内でレバノンより前に加盟申請をしたのはアルジェリアとイランのみである。その中のアルジェリアは独自の経済路線を辿り、1990年代末まで国内の治安が極めて悪かった国であるし、イランは現在もアメリカやECのボイコット対象国であるから一寸置くとして、自由貿易を国是とするレバノンが、このように長期間加盟を認められていないのは、その間にハリーリ首相の暗殺事件等があり国内の治安が不安定であったとはいえ、不思議と言えば不思議である。ちなみに中東諸国の中でこれまでに加盟申請の審査が一番手間取ったのはサウジアラビアである（1993年6月加盟申請、

2005年11月加盟承認）が、レバノンの待ちぼうけ期間はそれを上回っている。

WTOのワーキング・グループが指摘している問題点は法律制度の未整備で、その主なものは、公正取引（独占の禁止、自由競争）、知的所有権（コピー商品の禁圧）、会社法関係（少数株主の保護、企業の社会的責任）、工業製品等の安全・標準規格等のものであるが、これらはどれも先進国と言われている国においても比較的新しく整備されてきた法律分野である。これらの分野での法律制度の整備にレバノンが遅れをとった大きな原因の一つは、15年以上に及んだ内戦であろう。レバノンの国家としての発展と進歩の上で内戦が本当に大きな障害であったことが、この点でも見て取れる。

このような状況の中で、現地では農業関係者を中心に、レバノンはWTO加盟で失うものも多いのではといった加盟に否定的な意見が見られるようになっているが、1960年代のレバノンのような活性化された経済を取戻すためには、やはり自由で闊達な開かれた制度が不可欠であろう。シリアの内戦が早く終息して、レバノンの政府と国会がWTO加盟に必要な法律制度の整備に本格的に取り組むことが待たれるところである。

(4) 紛争解決のための法制度

① 裁判制度

レバノンの裁判制度は、フランスのそれに倣って作られた裁判所と各宗派毎の伝統的な裁判所が併立していることもあって、複雑であり、未整備の部分も多い。

各宗派毎の伝統的な裁判所が管轄するのは、結婚、離婚、親子関係、扶養、遺言、相続などいわゆる親族・相続に関する事件である（正確に言うと、ムスリムの裁判所ではこれらの総てを扱うが、クリスチャンの裁判所では親族についての事件のみを扱い、従って、クリスチャン

の相続に関する事件は、以下で述べる司法裁判所が管轄しているようである）が、それらの事件は本稿の直接の関心事ではないので、以下ではレバノン法務省のホームページの記載に従って、それ以外の事件を管轄する裁判所の制度を整理してみる。

法務省のホームページでは裁判所を、一般事件を扱う司法裁判所 (judicial court)、軍隊や軍人に関連する事件を扱う軍事裁判所 (military court)、行政事件を扱う行政裁判部 (administrative judiciary) と、国の財政を監査する会計監査裁判所 (financial judiciary audit court) に大別している。これらの内、軍事裁判所は本稿の対象事項から外れているし、会計監査裁判所は日本でいえば会計監査院に類する機関で、司法機関というよりも行政機関に近い性格を持っているように思われるので、以下では残りの司法裁判所と行政裁判部について簡単に述べることにする。

司法裁判所は三審制の通常裁判所で、第一審裁判所、控訴裁判所、破棄院 (court of cassation 最高裁判所に相当する) から成っている。第一審裁判所の法廷は1名または3名の裁判官で、控訴裁判所と破棄院の法廷は3名の裁判官でそれぞれ構成される。第一審と第二審とは民事裁判所 (civil court) と刑事裁判所 (penal court) に分かれているが、破棄院は分かれておらず、幾つかの部 (chamber) と全体会議 (general assembly) が置かれている。全体会議のメンバーは破棄院長と各部の部長で、国を被告とする事件、破棄院の判例変更に繋がる事件、裁判所の管轄に関する争いなどを裁定する。

司法裁判所には上記の通常裁判所の他に、銀行に関連する事件、労働に関連する事件、不動産に関する事件、仲裁事件、などの特定の種類の事件を管轄する特別裁判所 (special court) や司法委員会 (judicial committee) が含まれている。

行政裁判部の組織は国家評議会 (state council) と行政裁判所 (administrative tribunal) に大別して説明されている。国家評議会は行政部と司法部に分かれており、係争事件は司法部が処理する。行政裁判所は3名の裁判官から構成され、レバノンを構成する6つの県に1か所ずつ置かれることになっている。行政裁判所の決定に対する異議は国家評議会に申立てるものとされ、評議会の司法部が最終判断をするとされているので、行政裁判部は、裁判組織としてみれば二審制であるということになるのであろう。

司法裁判所と行政裁判部との間の管轄の衝突があるときは、破棄院と国家評議会からの各2名の委員と破棄院と国家評議会の長とが交互に長を務める委員会が裁定する。

② レバノン特別法廷

(Special Tribunal for Lebanon : STL)

レバノンの裁判制度と関係はないが、レバノンで起きた事件を巡る国際的裁判が進行中であるので、それについてごく簡単に述べておく。

2005年2月、ラフィーク・ハリリー首相他22名の人々が爆弾で殺されるという事件がベイルートで起こった。レバノン政府からの求めもあって国連は、この暗殺事件の究明のために安保理決議に基づき調査団を現地に派遣し、更に、2009年3月にはレバノン特別法廷をオランダのハーグ近郊に設置し、ヒズボラのメンバーであった4人の容疑者 (被告人) の裁判を進めている。

このSTLは国連の事務総長とレバノン政府との協定に基づき設置されたものであるが、4名のレバノン人裁判官を含む11名の裁判官から成る裁判部、並びに、検察官の職務を行う部および弁護人の職務を行う部から構成されている。法廷が準拠する法律は、実体法としてはレバノン刑法、手続法としてはこの裁判のために作ら

れた規則で、ヨーロッパ大陸法の刑事手続きを基本としており、予審判事による訴追（起訴）や審理手続きへの被害者の参加など、日本の刑事訴訟手続きとは異なる点も見られる。

裁判は2011年6月の予審判事による起訴を以て始まったが、4名の被告人が欠席したまま裁判を進めることへの弁護人の異議の審議等の手続き問題に時間が費やされ（被告人欠席のままでも正当と判断された）、実質審理はまだ始まったばかりの様相である。

なお、この種の国際法廷の先例としてカンボジア特別法廷（Extraordinary Chambers in the Courts of Cambodia：ECCC）が挙げられることがあるが、ECCCは国連の協力の下にカンボジアの国内司法制度に基づいて同国内に設置された特別の法廷であり、国際性を持つ点では共通しているが、STLとは異なる点も多いようである。

③ 仲裁制度

最後にレバノンの仲裁制度を簡単に見ておく

ことにする。

仲裁の手続き等は民事手続法の中で定められている。同法は、仲裁の対象とならない事項（人の身分や人格に関する事項、支払不能や破産に関する事項、雇用および社会保障に関する事項等）の他、仲裁に要する期間（当事者が別段の合意をしない限り、原則として仲裁人の選定から6ヵ月以内）等についても定めている。

仲裁機関としては、バイルートの商工会議所の中に「レバノン仲裁センター」が設置されている。またレバノンは、ニューヨーク条約、ワシントン条約等の仲裁に関する主要な国際条約に加盟している。

以上で、中東諸国の法律・司法制度を国別に解説したシリーズを終え、次号からは、中東諸国の商事取引法の動向をトピック的に取り上げてみることにしたい。

（おわり）